

第 2 2 号 議 案

新宿区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

新宿区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年新宿区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「の規定に」を「に」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法の例により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「規定の例により行う」を「門前掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の一部の施行による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正等に合わせ、電磁的記録による公示送達の方法を新たに定める必要があるため